

森林保険だより

2024.3

No. 34

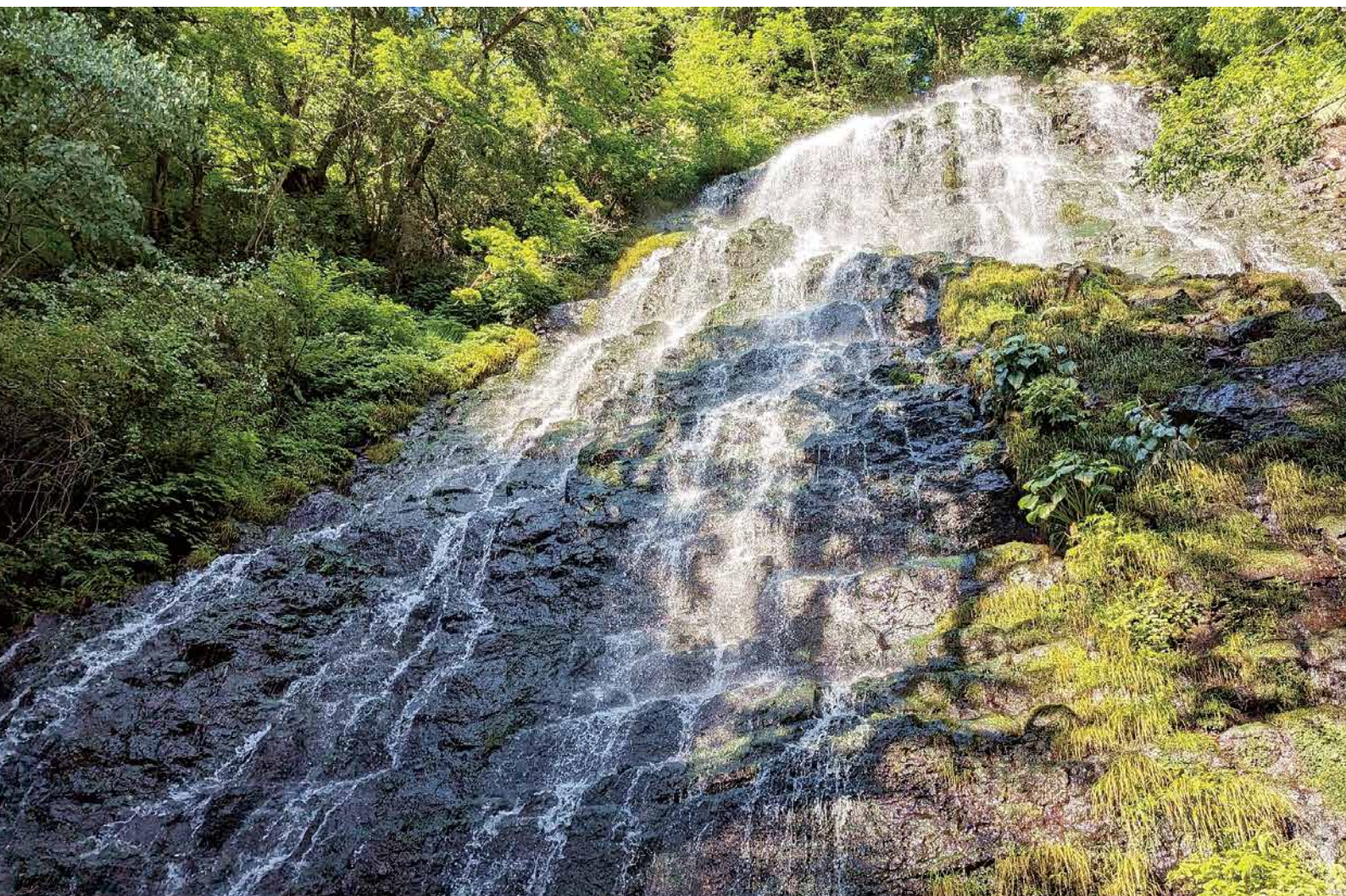
森林保険センター季刊誌

森林保険公式
キャラクター

たもちい



そよりん



福井県池田町の龍双ヶ滝（撮影／山口 勝弘 福井県森林組合連合会）

- ◆ 我が国の森林・林業に対する森林保険の貢献
林野庁森林整備部計画課長 齋藤 健一 2
- ◆ 福井県森林組合連合会 “入っていて良かった、森林保険” を目指して
度重なる自然災害を受け 改めて認識した森林保険の大切さ 3
- ◆ 民間損害保険会社からの出向者による取組～大口契約者への働きかけ～
森林保険センター保険推進課長 染谷 学 4
- ◆ 技術者からのたより 大規模山火事跡地の復旧・再生について 6
- ◆ 保険金をお支払いした災害の事例(火災) 7
- ◆ たもちい・そよりんの森林保険で山火事に備えよう 8

我が国の森林・林業に対する森林保険の貢献



林野庁森林整備部
計画課長

齋藤 健一

皆様には、平素より森林・林業行政に対し、特段の御理解と御協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

はじめに、1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。林野庁といたしましては、一日も早い被災地の復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところです。

さて、我が国の森林・林業については国産材の安定的かつ効率的な供給体制強化の取組を進めるとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を確立することが求められています。

また、花粉発生源対策において、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」に基づき、スギ人工林の伐採・植替えの加速化などを進めていくこととしています。

森林保険においても、森林保険センターや森林組合系統の皆様による積極的な加入促進活動や、花粉症対策苗木割引などによって、森林吸収源の機能強化や花粉症対策に貢献していただいております。

森林保険は、昭和12年に森林火災国営保険として創設された歴史のある制度ですが、その森林火災国営保険法の審議において、保険をどのように再造林へ貢献させるかについて議論されていた経緯もあり、森林保険の本質的な意義は再造林を助力することと思われれます。

さらに、林業経営の安定化の意図も述べられており、その点からみれば、森林保険は加入者からの保険料収入を原資として運営していながら、林業政策的に重要な仕組みであると認識しております。

また、昭和36年に気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）が、昭和53年に噴火災が保険事故に追加されるなど、保険の適用範囲を広げ、サービス向上を続けてきました。その運営に携わる森林保険センターや森林組合系統の皆様におかれましては、今後とも山林所有者、林業経営者の皆様に寄り添いつつ、森林保険を災害対策の一手段と位置付けて備えていただけるよう、制度の普及や加入促進活動を継続、発展させて林業経営の安定化に貢献していただくことを期待しております。

林野庁においても、森林保険センターや都道府県、森林組合系統等の関係機関と連携し、引き続き森林保険制度の企画立案や普及に積極的に取り組んで参りますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

福井県森林組合連合会

“入っていて良かった、森林保険”を目指して
度重なる自然災害を受け 改めて認識した森林保険の大切さ

福井県の森林の概要

福井県の森林面積は約31万haで、県の面積の約74%にあたります。森林の約65%は民有林で約27万haあり、うち約43%はスギを主とし、ヒノキやアカマツなどの人工林です。

民有林人工林面積約11万haのうち、森林保険に加入している面積は約5,573ha、加入率は約5%となっています(森林保険加入面積：令和4年度末時点)。

自然災害の発生状況

本県の主な自然災害は雪害で、福井県は県下全域が豪雪地帯に指定され、一部地域は特別豪雪地帯に指定されているほど雪の多い県です。近年では2018(平成30)年2月4日～7日にかけて、平野部である福井市内でも最深積雪147cmを観測し、山間部では2～3m以上の積雪となるなど、類を見ない大雪となりました。県内の大動脈である国道8号では車約1,500台が立ち往生するなど大規模な交通障害も発生し、県民の生活にも大きな影響が出ました。

また、豪雪だけでなく豪雨災害も県内で数多く発生しています。2022(令和4)年8月4日～5日には南越前町と奥越地域(勝山市・大野市)を中心に甚大な水害が発生し、県内の大動脈となっている北陸自動車道、国道8号、国道476号などが何日にもわたって全て通行止めとなり、嶺北地方と嶺南地方が寸断され、物流関係等にも大きな影響が出ました。

このような自然災害により、森林保険の契約地でも被害が発生しましたが、多くの被保険者様に保険金をお支払いすることができました。



2022(令和4)年8月の豪雨による水害(大野市)
大規模な地滑りにより、多数の倒木が発生しました(ドローンにより撮影)

度重なる災害に対応するため、森林保険損害調査の有資格者の増加や、損害調査の効率化にも取り組んでいます。ドローンを活用した損害調査では、土砂流出や地滑りによる様々な危険がある林分に立ち入ることなく、安全かつ短時間で調査でき、効率化が図られています。今後も、連合会及び森林組合の協力体制を強化し、更にICTを活用して迅速な対応ができるよう、技術習得や普及に取り組んでいきたいと考えております。

森林保険の普及

森林保険の普及のため、県内の森林組合や市町への森林保険だよりやパンフレット、ポスターの配布や、林業関係のイベントでの普及などのPR活動を実施しています。昨年は、1月28日の「森林の仕事エリアガイダンス」や、10月21日～22日の県主催「フクモクフェス2023」において森林保険のコーナーを設け、森林保険だよりやパンフレット、ノベルティグッズの配布を行い、森林保険をPRしました。

また、県内では「ふくい型林業経営モデル」として、複数施業を一括した長期契約により森林の所有と経営を分離し、主伐による収益向上と適切な再造林を図ることを目指しており、主伐後再造林した林分に対して森林保険に加入していただけるよう、各森林組合に加入促進活動を実施しています。

近年、自然災害が多発し、いつ何時大きな自然災害が起きてもおかしくありません。森林所有者自らが備えられる唯一のセーフティネットとして、1人でも多くの方に森林保険をご活用いただけるよう、引き続き活動していきます。



福井県森林保険担当者会議(2023(令和5)年8月1日～2日)
森林保険センター講師による契約やてん補事務、加入促進の講義のほか、林内での罹災調査実習により実務能力の向上を図りました

民間損害保険会社からの出向者による取組 ～大口契約者への働きかけ～

私は令和4年4月に民間損害保険会社(三井住友海上火災保険株式会社)から森林保険センターへ出向し、現在は森林保険の普及や加入促進を担当するポストに就いています。

民間損害保険会社からの出向者が同ポストに就くのは森林保険センター発足以来初めてであり、当初は前任者から引き継いだ取組を行っていました。しかしながら、数か月が経過した頃に「民間損害保険会社では当然に行われている契約者へのアフターフォローが不十分なのではないか」と感じたことから、まずは契約面積が大きい契約者(=大口契約者)への働きかけから始めることにしました。

森林保険センター保険推進課長 染谷 学

森林保険における大口契約の状況

今回の取組では、500ha以上の契約面積を有する契約者を大口契約者としました。これに該当するのは112の自治体と146の企業等であり、これらの自治体及び企業等だけで、森林保険の契約面積(約55万ha)、責任保険金額(約6,200億円)ともに半数近くを占めています(図1、図2)。

さて、森林保険の大きな課題のひとつに加入率の向上があります。加入率は、昭和60年頃までは30%を超えていましたが、木材価格の下落に伴う森林の財産的価値の低下と歩調を合わせるように低下し続け、令和4年度末には7%となりました。

加入率の向上には新規契約の獲得と既存契約の継続の両方が必要ですが、既存契約の継続においては、大口契約の継続の有無が加入率に大きく影響することになります。

大口契約者の訪問及び結果

今回は東京都内の企業を中心に9社を訪問しました。訪問先では、近年の自然災害の発生状況等を紹介した後、火災のみを対象とする場合が多い民間の損害保険とは異なり、森林保険は頻発・激甚化している風害、水害、雪害、干害などの自然災害も対象であることなどのメリットをご説明し、引き続きご契約いただけるようお願いしました。その結果、大変ありがたいことに、全ての訪問先において今後も契約を継続したいとのご意向を伺うことができました。

また、併せて森林保険へのご要望もいくつかいただきました。具体的には、CSR(企業の社会責任)の観点から森林に係わる社会課題(生物多様性保全、SDGs、カーボンクレジットなど)の解決に取り組んでいるが、その際に活用できるよう商品内容を充実させて欲しい、などです。

訪問結果を踏まえた今後の対応

森林保険は森林組合系統を販売窓口とする間接営業スタイルのため、契約者の意向や要望を森林保険センターが把握しづらいという問題があります。そのため、契約者の意向や要望を直接伺うことができる今回のような機会は私たちにとって大変貴重です。

今回の大口契約者訪問を通じ、普及や加入促進を行う際には、ただ商品内容を説明するだけではなく、森林に係わる補助金制度や先方の予算事情、森林保険への要望などを十分に踏まえたオーダーメイド型の加入プランを提案することの重要性に気づくことができました。

森林保険の目的は、災害による経済的損失を補填することにより、林業経営の安定化を図るとともに、被災した森林の早期復旧を支援することです。また、私が担当している普及や加入促進は、一人でも多くの方に加入していただくことで森林保険制度の安定した運営を可能にするとともに契約者の保険料負担を軽減することを目的としています。

そのため、今後も加入率の向上に向け、商品の販売窓口である森林組合系統とも連携し、商品内容

を十分に説明するのはもちろんのこと、契約者の状況を踏まえたベストな加入プランを提案して参ります。また、提案後は返事を待つのではなく、返事を確認する姿勢を持ちたいと思います。なぜならば、消費者にとって、保険商品は日常生活で必要とされる衣食住とは異なり優先順位が低いからです。

最後に、お忙しい中にもかかわらず、今回の訪問を快く受け入れて下さった訪問先の皆さまに改めて厚くお礼申し上げます。森林保険センターとしては、大口契約者をはじめとする全ての契約者の皆さまに引き続き森林保険をご活用いただけるよう商品内容の充実に努めて参りますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。

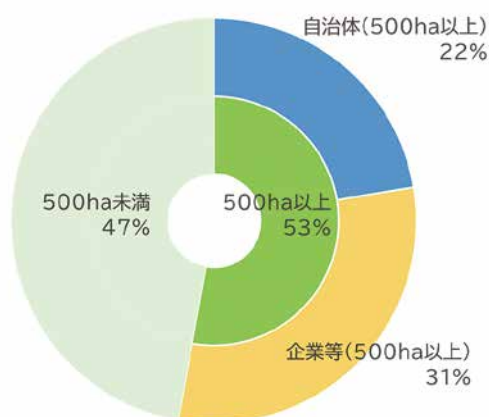


図1 森林保険の契約面積に占める大口契約者(500ha以上)の割合(令和4年度末)

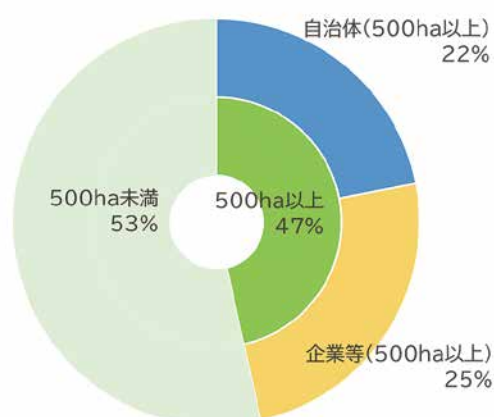


図2 森林保険の責任保険金額に占める大口契約者(500ha以上)の割合(令和4年度末)

● 森林保険商品改定のお知らせ(令和6年4月～) ●

令和6年4月1日以降を保険期間開始日とするご契約について、商品改定を行いました。改定のポイントは下記のとおりです。
引き続き、森林保険をご利用くださいますようよろしくお願いいたします。

1 近年の自然災害リスクを適切に反映させた保険料率に改定しました

→ ほとんどの都道府県において保険料率が下がります※

※千葉県、富山県、大阪府、宮崎県を除く

2 将来の自然災害リスクの変動に対応できるよう、長期契約の契約期間に上限を設けました

→ 1回の契約は最長20年間となります

*改定内容の詳細については、森林保険だよりNo.31又は森林保険センターウェブサイト(https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/s/shohinkaitei_r6.html)をご覧ください。

*森林保険に関するお見積もりやお申込みにつきましては、お近くの森林組合又は森林組合連合会までご相談ください。



大規模山火事跡地の復旧・再生について

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター 関東整備局・前橋水源林整備事務所

森林整備センターでは、粗悪林相地などを対象とした造林事業に加え、台風や山火事など大きな災害に遭い、自然回復が見込めない森林において、その復旧・再生にも取り組んでいます。



山火事の発生と復旧・再生の経緯

平成26年4月15日に群馬県桐生市で発生した山火事は、2週間後に鎮火しました。(写真1)

群馬県等による調査の結果、被害は被災面積191ha、被害総額5億7千万円にのぼり、規模としては群馬県過去最大級であることが判明しました。

また、調査報告では復旧・再生が遅れた場合、①保水力低下に伴う豪雨時の表土流出、②沢の水量増加による水位上昇、③山腹崩壊に伴う土石流発生などのリスクが想定され、実際に山火事直後の豪雨により山腹斜面下部の洗掘被害等が発生しました。(写真2)

土地所有者である桐生市は森林保険に加入しており、延べ71名による損害調査が迅速に行われ、約1億1千万円の保険金が支払われました。復旧事業実施にあたり、大量に発生した被害木の伐倒処理が課題となりましたが、桐生市は保険金の一部を活用し、これを処理しました。(写真3)

また191haもの広域な被災地の早期復旧は、関係機関で協議した結果、全体の約半分にあたる90haについて水源林造成事業を活用して森林整備センター、桐生市、桐生広域森林組合の三者による分収造林契約によって復旧することになりました。(図1)



復旧事業について

復旧にあたっては、災害に強い森林にするため、針広混交林を造成するように計画するとともに、傾斜が急な箇所や火災の影響で地質が脆弱な箇所については崩壊しないように補強しながら事業を進めました。(写真4)

また被災地は二ホンジカの生息密度が高いため、その対策として森林整備センターが考案したブロックディフェンスを実施しました。(写真5)

山火事跡地の復旧に向けた、水源林造成事業を活用した森林整備センター、桐生市、桐生広域森林組合の分収造林契約により、令和3年度までに90ha全域の植栽が完了し、現在、被災地は針広混交林へと生まれかわりつつあります。(写真6)

今後とも、桐生市、桐生広域森林組合と連携を図りながら、必要な保育作業等を適切に実施することにより、山火事跡地の確実な復旧・再生に努めて参る考えです。



写真1 山火事の状況



写真2 山火事後の豪雨被害



写真3 被害木の伐倒処理状況



写真4 路面補強工の実施状況



写真5 シカの通り道(点線部分)を確保した、ブロックディフェンスの状況

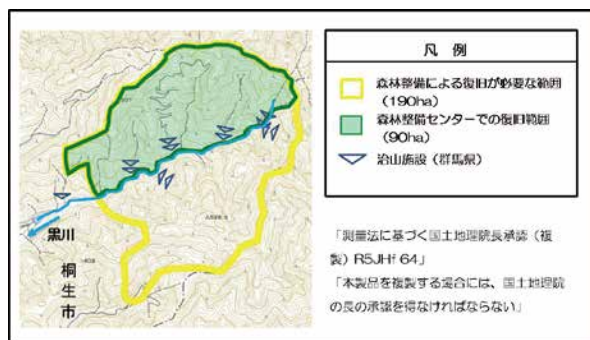


図1 森林整備センターによる復旧箇所



写真6 現在の状況

保険金をお支払いした災害の事例

～ 入っていてよかった、森林保険。皆様もご加入ください ～



令和5年3月、「土手の枯草が燃えている」と近隣住民から通報があった。火は近くの小屋に燃え移り、さらに山林へ燃え広がった。三日三晩にわたる懸命の消火活動により鎮火したが、全体の焼損面積は52haに及んだ。



事例 福島県 私有林

樹種・損害時林齢：スギ・14年生
実損面積 / 契約面積：0.44ha/2.69ha
支払保険金：1,196,800円

(参考)

ha当たり保険料 / 年：7,731円(10年契約)
付保率：100%

森林保険、入ってて良かった。

安心だからみんなも入ってみたらいいがっばい



フェーン

冬から春にかけては、枯葉や枯草、空気の乾燥、季節風やフェーン現象等の気象条件により、山火事発生の危険性が高い時期と言われています。

「フェーン」は、湿潤な空気が山を越え、乾燥した高温の空気となって吹き降りてくる風そのものを指し、気象学の父、岡田武松氏は「風炎」という字をあてました。

フェーンにより乾燥し気温が高くなる「フェーン現象」が起こると、火災が発生しやすく、延焼が広がりやすくなります。

表紙

福井県池田町の龍双ヶ滝

撮影 / 山口 勝弘(福井県森林組合連合会指導課)
文 / 久保田 尚子(森林保険センター)



「滝」という字には既に竜が棲んでいます、さらに龍の字を冠した滝が、日本各地には数多くあります。

福井県池田町の「龍双ヶ滝」もその一つで、竜が滝登りをしたという伝説が残されています。岩肌を幾重にも分岐して流れる、落差60メートルの流身は見飽きることがなく、優美な竜の姿を感じさせます。

「旅をしながら滝をめぐるのが楽しみ」という撮影者の山口さんは、「この滝は県内で一番迫力があると思います。滝の直下で対峙していると時間を忘れ、マイナスイオンを全身に浴びて疲れも癒されます。」と話してくれました。

豊かな森林に包まれた、日本の滝100選の一つでもある龍双ヶ滝でエネルギーをチャージしに、ぜひ足を運んでみてください。

たちち・そりんの 森林保険で山火事に備えよう



たちち

森林を育む人に寄り添い、
森林の再生を応援する
“しんりんほ犬”
責任感の強いしっかりもの。



そりん

森林に宿る妖精。
山火事や自然災害に困っていたが、
たちちと出会って心強く感じている。
ちょっとのんびりでマイペース。

森林保険 ひとくちメモ

Q. 第三者の過失で起こった山火事による
損害も、保険金を請求できますか?

A. 保険金を請求できます。

第三者の過失によって損害を受けた場合、火災
では、少しの不注意(軽過失)による場合は損害賠
償の義務がないため、山火事の原因となった第三
者に損害賠償を請求できませんので、森林保険で
万が一に備えていただくことをお勧めします。

なお、第三者の「重大な過失」に
よって受けた損害に保険金をお支
払いした場合は、被保険者の損害
賠償請求の権利が保険者(当機
構)に移転します。



※下記のような場合には、お支払いできないこ
とがあります。

- ・補植等の必要もなく、成林に支障のない程度
の軽微な損害
- ・保険契約者又は被保険者が、損害にあつて
からその通知をせずに3年経過したとき
- ・保険金のお支払い額が1契約内訳あたり4千
円未満のとき

森林保険センター公式ウェブサイト・公式SNS

ウェブサイト

[https://www.
ffpri.affrc.go.jp/fic/](https://www.ffpri.affrc.go.jp/fic/)



Facebook

[https://www.
facebook.com/shinrinhoken/](https://www.facebook.com/shinrinhoken/)



YouTube

「森林保険チャンネル」

[https://www.
youtube.com/@FIC-channel](https://www.youtube.com/@FIC-channel)



国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2 興和川崎西口ビル 9F

電話：044-382-3500 (代表)

FAX：044-382-3514